

千葉県報

号外
令和6年5月24日

主要目次

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年五月二十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第四十七号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則（平成二十九年千葉県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号）を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）」に、「第十九条第一号」を「第四十四条第一号」に改め、同条第二号中「第十九条第二号」を「第四十四条第二号」に改め、同条第三号中「第十九条第三号」を「第四十四条第三号」に改め、同条第四号中「第十九条第四号」を「第四十四条第四号」に改め、同条第五号中「第十九条第五号」を「第四十四条第五号」に改め、同条第六号中「第十九条第六号」を「第四十四条第六号」に改める。
第十二条第一号口中「第十九条第一号ニからワまで、ム、ウ及びノ」を「第四十四条第一号口からタまで、ノ及びオ」に改める。
第十五条第一号中「第八号第一号」を「第十五条第一号」に、「同号イ」を「同号ロ」

に改め、同条第二号中「第八号第二号」を「第十五条第二号」に、「同号イ」を「同号ロ」に改め、同条第三号中「第十一号第一号」を「第二十条第一号」に、「同号ニ」を「同号ヘ」に改め、同条第四号中「第十一号第二号」を「第二十条第二号」に改め、同条第五号中「第十一号第三号」を「第二十条第三号」に、「同号」を「同条第二号ロ」に改め、同条第六号中「第十一号第四号」を「第二十条第四号」に改め、同条第七号中「第十二条第一号」を「第二十二条第一号」に、「同号又」を「同号ヲ」に改め、同条第八号中「第十二条第二号」を「第二十二条第二号」に、「同号チ」を「同号又」に改め、同条第九号中「第十二条第三号」を「第二十二条第三号」に改め、同条第十号中「第十二条第四号」を「第二十二条第四号」に、「同号リ」を「同号ル」に改め、同条第十一号中「第十二条第五号」を「第二十二条第五号」に、「同条第一号又」を「同条第一号ヲ」に改め、同条第十二号中「第十二条第六号」を「第二十二条第六号」に、「同号チ」を「同号又」に改め、同条第十三号中「第十二条第八号」を「第二十二条第八号」に、「同号又」を「同号ヲ」に改め、同条第十四号中「第十四条」を「第四十二条」に改め、同条第十五号中「第十九条第一号」を「第四十四条第一号」に改め、同条第十六号中「第十九条第二号」を「第四十四条第二号」に改め、同条第十七号中「第十九条第三号」を「第四十四条第三号」に改め、同条第十八号中「第十九条第四号」を「第四十四条第四号」に改め、同条第十九号中「第十九条第五号」を「第四十四条第五号」に改め、同条第二十号中「第十九条第六号」を「第四十四条第六号」に改め、同条第二十一号中「第二十条第二号」を「第五十五条第三号」に改め、同条第二十二号中「第二十条第四号」を「第五十五条第四号」に改め、同条第二十三号中「第二十条第五号」を「第五十五条第五号」に改め、同条第二十四号中「第二十条第五号」を「第五十五条第五号」に改め、同条第二十五号中「第二十条第六号」を「第五十五条第六号」に改め、同条第二十六号中「第二十条第八号」を「第五十五条第八号」に改め、同条第二十七号中「第二十条第十号」を「第五十五条第十号」に改め、同条第二十八号中「第二十条第十一号」を「第五十五条第十一号」に改め、同条第二十九号中「第二十条第一号」を「第七十八条第一号」に改め、同条第三十号中「第二十条第二号」を「第七十八条第二号」に改め、同条第三十一号中「第二十条第三号」を「第七十八条第三号」に改め、同条第三十二号中「第二十条第五号」を「第七十八条第五号」に改め、同条第三十三号中「第二十条第七号」を「第七十八条第七号」に改め、同条第三十四号中「第二十条第八号」を「第七十八条第八号」に改め、同条第三十五号中「第二十条第九号」を「第七十八条第九号」に改め、同条第三十六号中「第二十条第九号」を「第七十八条第九号」に改め、同条第三十七号中「第三十五条」を「第九十一条」に、「同条第一号」を「同条第二号」に改め、同条第三十八号中「第四十四条第一号」を「第二百二十七条第一号」に改め、同条第三十九号中「第四十四条第二号」を「第二百二十七条第二号」に改め、同条第四十号中「第四十四条第三号」を「第二百二十七条第三号」に改め、同条第四十一号中「第四十四条第四号」を「第二百二十七条第四号」に改め、同条第四十二号中「第四十四条第五号」を「第二百二十七条第五号」に

改め、同条第四十三号中「第四十四条第六号」を「第二百二十七条第六号」に改め、同条第四十四号中「第五十八条第一号」を「第一百五十三条第一号」に改め、同条第四十五号中「第五十八条第二号」を「第一百五十三条第二号」に改め、同条第四十六号中「第五十九条の三第一号」を「第六十条第一号」に、「同号イ」を「同号ロ」に改め、同条第四十七号中「第五十九条の三第二号」を「第六十条第二号」に、「同号イ」を「同号ロ」に改める。

第十七条第六号中「第十九条第一号ナ及びビラ」を「第四十四条第一号ウ及びビキ」に改める。

第二十三条第一号中「第二十三条第二号」を「第六十一条第二号」に改め、同条第二号中「第二十四条」を「第六十五条」に改め、同条第三号中「第五十八条第一号」を「第一百五十三条第一号」に改め、同条第四号中「第五十八条第二号」を「第一百五十三条第二号」に改める。

附 則

この規則は、令和六年五月二十七日から施行する。

購読料 本号 一部

六円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千葉県 〇四三(二三三)二六五八

購読申込先